

泰衡征伐物語の研究（一）

—菅江真澄が記録した毛越寺常行堂摩多羅神の祭礼—

伊藤 博 幸*

■目次

はじめに

- 一、幻の絵巻『泰衡征伐絵』について
- 二、これまでの評価
- 三、『泰衡征伐物語』の校訂（以上、本号）
- 四、絵巻『泰衡征伐絵』の内容（以下、次号）
- 五、『泰衡征伐物語』の成立について
- 六、『泰衡征伐物語』テキスト本の章段を読む
おわりに

はじめに

岩手大学平泉文化研究センターでは、平泉の歴史や文化に関係する諸史（資）料を集成している。これまでの相原康二氏や劉海宇氏の仕事はその一環である^①。本稿も従来あまり顧みられなかった平泉関係史料の一つ『泰衡征伐物語』を紹介しようとするものである。

本史料は国文学会では周知のものであったが、歴史学会、ことに平泉関

係の中世史研究者間ではほとんど知られることはなかった。後述のようにこれを紹介した芳賀幸四郎氏がいみじくも語った「内容」吾妻鏡の文治五年（一一八九）閏四月三十日の条から同年十月二十四日までの諸条のうちから、泰衡征伐に関係のある記事をひろい、これを取捨して仮名交り文に書き下して連結したもので、その内容はもちろん表現措辞の末端にいたるまで、ほとんど吾妻鏡と一致し、その他の資料によった形跡は見当たらない。「史料的価値」この物語は史料そのものとしては、価値は全くないといってよい。」と評価したためか、これまでテキストの存在はもとより、テキスト自体に触れることさえなかった^②。ただし氏は「吾妻鏡がその擬漢文体の故に抵抗を感じられ、このような形で読まれ、それが武士道の自覚的形成に資したという意味で、思想上の史料としては価値が認められよう。」ともいつている。

本稿では、完成会本の『続群書類従』が宮内庁書陵部蔵の『続群書類従』原本によっているとするが、あえてこれに再校訂をくわえようとするものである。原本の使用に際しては、宮内庁書陵部の許可を得た。記して謝意を表す（宮内庁書陵部長許可 宮内書発第三三六〇号 平成二十三年六月十四日付）。結論を先に述べると、書陵部本は刊行本『続群書類従』よりは、送り仮名

遣い等から見て、後掲の『改定史籍集覧』本のそれに相互に近い関係にあるといえる。

一、幻の絵巻『泰衡征伐絵』について

『泰衡征伐絵』の存在を改めて取り上げたのは、高岸 輝氏である^③。それによれば、『泰衡征伐物語』は、『泰衡征伐絵』の詞書に相当すると考えられている。その存在については、以下の文献に見られる(傍線筆者)。

(1)『愚管記』(南北朝時代の公卿、関白左大臣近衛道嗣の日記。一三五六(延文元)から八三年(永徳三)に及ぶ)。

「鎌倉右幕下、泰衡を征伐するの絵」(延文四年(一三五九)五月一日条) 日条

(2)『看聞日記』(室町時代の伏見宮貞成親王の日記。一四一六(応永三)から四八年(文安五)に至る。『看聞御記』とも)

「九郎判官義経・奥州泰衡等を討伐被る絵十卷」(永享一〇年(一四三八)六月八日条)

(3)『同上』

「絵銘(外題)「泰衡征伐絵」也」(永享一〇年(一四三八)六月九日条)

(4)『康富記』(室町時代の貴族で権大外記を務めた中原康富の日記。一四一五(応永二)から五五年(康正元)に及ぶ。一五世紀前半の室町幕府の政治・制度、朝廷の故実・行事などについての記述が豊富)

「文治の頼朝幕下、奥州泰衡を責め被る御絵十卷」(嘉吉二年(一四四二)一一月三日条)

(5)『綱光公記』(室町時代の公卿、贈内大臣広橋綱光の日記。一四四六(文安三)から七六年(文明八)に及ぶ。在時期は將軍足利義教より同義政に至る)

「義経絵十卷」(宝徳元年(一四四九)九月六日条)

(1)は「泰衡征伐絵」の初見記事である。下線部「泰衡を征伐するの絵」「泰衡征伐絵」「文治の頼朝幕下、奥州泰衡を責め被る御絵」「義経絵」は内容、巻数から考えても同じものを指すと推定できる。しかし、「泰衡征伐絵」は、『綱光公記』の宝徳元年(一四四九)記事を最後に、その存在(消息)を絶つ。まさに九〇年間の幻の大作といわれる所以である。史上に現れるのが延文四年(一三五九)、そして九〇年後の宝徳元年(一四四九)を最後に史上から姿を消す。

二、これまでの評価

先述したとおり、『群書解題』第四「合戦部」で「泰衡征伐物語」の解説を担当した芳賀幸四郎氏は、「戦記物語。一卷。「作者」不明。「成立」不明。江戸初期か。「内容」吾妻鏡の文治五年(一一八九)閏四月三十日の条から同年十月二十四日までの諸条のうちから、泰衡征伐に関係のある記事をひろい、これを取捨して仮名交り文に書き下して連結したもので、その内容はもちろん表現措辞の末端にいたるまで、ほとんど吾妻鏡と一致し、その他の資料によった形跡は見当たらない。「史料的价值」この物語は史料そのものとしては、価値は全くないといつてよい。」と評価した。

しかし、近年、絵巻研究者の高岸 輝氏によって室町幕府での絵巻制作研究がすすめられ、「泰衡征伐絵」が足利尊氏の周辺で制作されたことが指摘された。厳密には足利尊氏が注文主で、二代將軍義詮が、將軍護持僧でその政治的顧問の役割も果たした醍醐寺三宝院の賢俊をプロデューサーとして完成させたというものである。絵巻完成の年代は延文四年(一三五九)とする。

三、『泰衡征伐物語』の校訂

- (1) 本テキストは、底本に「宮内庁書陵部」本を用い、活字本『改定史籍集覽』と『続群書類従』本を合わせ校合し、校訂して作成したものである。錯簡と思われるところも原則そのままとした。内容は適宜『吾妻鏡』を参照した。
- (2) 原本の体裁は、いわゆる袋綴冊子で、右端を紙縫で綴じたものに書かれてある。形態は写本一冊。二四コマ。
- (3) 歌の場合をのぞくと、とくに内容のまとまりごとに改行を加えるということない。従って読み下しの「各段」については、筆者が便宜上付したもので、底本やその他の本とは無関係である。
- (4) 各段のほかに、読みやすくするため、原本にはない句点、句読点を適宜付した。
- (5) 一、二点、返り点などは基本的に省いたが、いくつか付したものがあある。
例：被遣↓被_レ遣、付及↓付_レ及
- (6) 異体字は原則そのままとした。
例：岡↓罝、殺↓斂、虎↓扉
- (7) 文章は、漢字・平仮名まじり(変体がなまじり)で、むしろ短編、『奥州後三年記』とほぼおなじ長さ。
- (8) なお本文を利用される皆様には、もし誤りと思われる箇所や誤字と思われる部分は、ご指摘いただきたい。
- (9) 原本には、内扉に
続群書類従巻第五百七十一
合戦部 一
将門純友東西軍記

泰衡征伐物語

とあり、

奥書には、

明治十二年九月六日 筆者 長野業通

同年 九月十二日 校了 塙 忠韶

同年九月 内務省 納清書 長野業通

對校

校閱 北川良忠

とある。

泰衡征伐物語

序

昔、虞舜の政を検する。四罪おこなはれて天下伏し、姫旦の辰を負し、三監討たせられて、海内おさまりき。上古無為の世、なを如_レ此。未代澆悖の俗におゐてをや。和朝には、承平・天慶より以降、乱臣やゝもすれば、義をそむきて朝をかたぶけんとすれども、良將しばゝ功をたて、国をしづむ。しければ皇家のいよくさかむなる、武門のかたく守る故なり。

近きは依藤太秀郷が後胤、鎮守府將軍陸奥守秀衡といふ者あり。祖父わたりの権太郎清衡。寛治年中に、武衡・家衡を征伐せられし時、源の將軍の士卒として、勲功あるによりて、奥六郡の押領使として、国中に又、人なきがごとし。子息基衡、孫秀衡が時にいたりて、その勢ひますゝ強大にして、剩へ大樹の名を負ひたり。陸奥出羽兩國を筵のごとくまきて、日ごとに境飯の礼をおこなふ。てんかの奇もの、きたしいたさゝるはなく、にんげんのゑいよう、きわめつくさず

といふ事なく。

第一段

九郎大夫判官源義経、今は前伊豫守義顕と号す。平氏誅伐の後、鎌倉の源二位頼朝卿と不和の事ありて、当国に下向。秀衡が館にきたりて、約をむすび躰を合せしかは、蛟龍の水を得たる思をなして、いよ／＼虎豹の翅をおほす事をよろこぶ。勇威つゝにかたぶく事なくして、文治三年、寿算をたちて終りにき。

前民部少輔藤原基成が女の腹、次郎泰衡をたて、家督とす。泰衡その徳、父に及ばず。

第二段

兵略漸々微なりとき、頼朝卿謀を廻らして、泰衡を語らひていはく、「舎弟九郎冠者を、汝が館に隠しておくよし、そのきこえあり。朝敵与同の罪、争天の譴をおそれざらん。はや／＼勅命にしたがひて、かれを誅してその首を奉らば、同意の咎をなだめらるゝのみにあらず。封ずるに数ヶ国を以てし、賞するに官と爵とを以てすべし」とねんごろにこしらへられて。貴命のあまきを感じ、恩禄の厚からむにふけりて。則ち御旨に伏して、ひそかに誅戮の事を成す。

第三段

文治五年閏四月廿日。終に数百騎の精兵を率して、よしつねをおそひ責む。よしつね、基成朝臣が衣川の館にして、防戦すといへども、其の兵いくばくならず。悉くに敗績しぬ。よしつね持仏堂にいらりて、先ず妻を致し、次に四才の少女を致して、其の後自害す。

第四段

六月十三日。泰衡が使ひ新田冠者高衡、よしつねが首をさげてかまくらへいり、こしごへの浦に着よしきこえければ、和田太郎義盛・梶原平三景時をつかはして実検せしむ。おの／＼鎧直垂を着して、甲冑の郎従廿騎を相具しけり。かの首、黒漆の櫃にいれ、清美酒にひたして、二人してこれになふ。生年卅一。いまだ二毛のよわひにたらず。武略の家にうけたるのみにあらず。必ずなほになさけふかゝりしかば、貴賤これをかなしみ、都鄙これをおしまずといふ人なし。

泰衡みづから其の臂をうしなひて、齒を寒くす。過敗ちかきにあり。累卵よりもあやうしと人見てももへり。

第五段

爰に源二位使ひをもちて京都に申しつかはさるゝ事あり。「奥州の泰衡、日来よしつね同心の科かるからず。はや／＼追討の宣旨を下さるべし」となり。則ち軍をめし、用意をいたさるゝあいだ、勅答すでに到来す。奥州征伐の事、よしつねはやくうたれぬ。今年、造太神宮の上棟、東大寺造営、彼是計会す。追討の儀、猶豫あるべきかとなり。

第六段

これにつゝて猶、勅許あるべきむねをかさねて申さる。大庭平景能は、殊に故実を存ずる老兵なり。二品これをまねきて、征伐の事を相談せらる。「なまじいに家人等をめしあつむる所に、勅許停滞す。このうえの沙汰、いかゞはからひ申すべし」と。詞いまだおわらざるに、景能申していはく。「軍中には將軍の令を聞て、天子の詔をきかず」といへり。「すでに奏聞を

へらるゝ上は、あながちその左右を待たしめ給ふべからず。累代の御家人の、綸命を下されずといふとも、治罰をくわはられんに、何條事かあらん。参りあつまる武士数日をへて、さだめてそのわづらひある歟。はやく発向せしめ給ふべし」と申す。

直言のおもむきを感じ仰らるゝあまり、馬にくら置きて是をひかる。小山七郎朝光、御馬を庭上に引きたてゝ、手繩のはしを景能が座の前におく。景能、縁に候ながら是をとりて郎従につたふ。保元の合戦に疵を蒙りし後、行歩にたへず。たやすく地にくだりがたきあいだ、朝光が所為尤もしかるべしと、二品甘心す。影能又感悦す。

千葉介うけたまはりて御旗を新調す。また下河辺庄司行平承りて、御鎧を調してもてまいれり。紺地の錦の御直垂をぞ相ひ副ける。御はたをば三浦介よし澄を御使ひにて、鶴岳の八幡宮の別当坊にわたされて、社頭にして七日加持せらるべき由を仰す。

奥州発向の事、三つの道より三手に分つ。東海道は大將軍千葉介常胤・八田右衛門尉知家、をのゝ一族并に常陸・下総の軍勢を相具して、宇太・なめかたをへ、岩城・岩崎をめぐりて、逢隈川の湊を渡りて、参会すべし。北陸道の大將軍、比企藤四郎能員・宇佐美平次実政、下路をへて、上野国高山・小林・大胡・佐貫の輩を相催して、越後国より出羽国念種関に出合べし。二品は大平中路より、畠山次郎重忠を先陣として向はるべしとぞきこえける。

第九段

武蔵・上野両国のうち、党の者共は、加藤次景廉・葛西三郎清重等にもなふべきよし仰らる。彼の兩人、合戦のはかり事ありといへども、無勢にして功をなしがたき歟によりてなり。

城四郎長茂は四人たりといへども、勇士のきこえあるによりて、厚免ありて、めしぐせらる。

七月十九日巳刻に、鎌倉をいで、発向せらる。その勢すべて壱千騎なり。先陣は重忠、人夫八十人に、征箭・鋤鎌をもたせて、さきに立つ。前に馬三疋をひかせ、うしろに郎従五騎を召具したり。いはゆる長野三郎重清。大串小次郎・本多次郎・榛澤六郎・柏原太郎等也。

七月廿五日。宇都宮に奉幣の事あり。又、上箭をたてまつらる。古多橋の宿にして、小山下野大掾政光入道、駄餉を献ずる。

紺の直垂上下を着するおのこ。御前に候けるを、政光入道「かれは誰にか候覽」と申しければ、「本朝無双の勇士熊谷小次郎直家なり」と仰らる。「何事に無双の名を得候やらむ」と申しけるに、「平家追討の時、一の谷以下の戦場にして、父子ともに命をすてんとする事、度々なり」と仰られければ、政光微笑して、「君のためのちをすつるは兵のこゝろざしなり。直家にかざるべからず。郎従なきの輩は、身づから手をおろすゆへに、其の名をあぐ。政光がごとくは、只郎等をつかはして忠をいたさしむるばかりなり。」今度におきては、身づから戦ふて、無双の仰を蒙るべきよし、子息朝政・家政・

第七段

第八段

朝光ならびに猶子頼綱等に下知す。二品入興し給ひけり。

第二段

廿六日。宇都宮を立ち給ふ所に、佐竹四郎、常陸国より参向す。しかるに所持の旗、無文の白旗なり。二品の御旗とひとしかるまじきよしを仰て、御扇出月を給ふ。佐竹則ち旗の上にこれを付けり。

第二段

廿九日。白河関にて明神に奉幣の後、梶原源太左衛門尉景季を召して、「秋のけしきまことにもたしがたし。能因法師が古風おもひいでずや」と仰られければ、駕を扣て一首の歌を詠ず。

秋風に くさきの露をばはらはせて 君がこゆれば関守もなし。

第三段

八月七日。陸奥国伊達郡阿津賀志山の辺、国見の駅にぞつかれける。

泰衡が方には、二品すでに発向のよしを聞て、阿津賀志山に要害をかため、国見の宿と彼の山の間に、俄かに四、五丈の堀をまうけて、逢隈川をかけ入たり。他腹のこのかみ西木戸の太郎国衡を大將軍として、金剛別当秀綱、その子下須房太郎秀方以下をさしそへて、式萬騎の軍兵、山内卅里の間にみち／＼たり。又刈田郡に、名取・広瀬の二つの川をおもてにあて、大縄を引き、楯をならべて城郭をかまふ。

泰衡は国分原・鞭楯に陣を取る。又栗原・三迫・黒岩口・一野辺には、若九郎太夫・餘平六以下の郎従を大將として、数千の勇士をさし向けり。出羽国の警固には、田川太郎行文・

秋田三郎致文をさしつかはすとぞ聞えし。

夜に入て、畠山次郎召し具する所の人夫をつかはして、山をくづし、土をはこびて、件の堀をふさぎて、人馬の路を通ぜしむ。

第四段

八日卯刻。畠山次郎重忠・小山七郎朝光・加藤次景廉・工藤小次郎行光・同三郎助光等、金剛別当秀綱が数千騎の勢にてかためたる、阿津賀志山の前の陣に寄せ来りて、時を作り箭をとばす。秀綱しばらく相防ぐといへども、大軍おそひかさなるあいだ、堪ずして、巳刻に引き退て、大木戸に馳せ歸りて、大將軍国衡に合戦の次第をしめして、かさねて計略をめぐらし。

第五段

八月朔日。泰衡が郎従信夫の佐藤庄司と申すは、九郎判官のめしつかはれし、継信・忠信等が父なり。叔父河辺太郎高綱・伊加良目七郎高重等と相具して、石那坂の上に陣をとり、堀を構へ、水をたへ、楯をつき、石弓を張る。

敵を相待つ處に、常陸入道念西が子息、常陸冠者為宗・同次郎為重・同三郎資綱・同四郎為家等、先陣に心をかけて、ひそかに伊達郡を出て、是の陣に忍びきてかけ入りけり。軍甚だ強くして、為重・資綱・為家おの／＼疵を蒙る。為宗とともに生命をすて、責戦ふあいだ、ついに庄司以下宗との者ども十八人が首を取て、阿津賀志山のうへ、経の岡にぞかけける。

第六段

九日夜に入て、明日あつかし山をこえて、合戦を逐べきよ

しをさだめらる。

三浦平六よしむら・葛西三郎清重・工藤小次郎行光・同三郎助光・狩野五郎親光・藤澤次郎清近・河村千鶴丸 年十三

以上七人、相談するやう。「明日大軍と共に嶮岨をしのがらん事、前後心にまかせがたし。夜をもちて、ひそかに山を越て、心のごとく先を懸ん」といひて、同心にしひびいで、畠山が陣の前をすぐる間、重忠が郎従成清この事を知りて、主人をいさめていはく、「今たび先陣を仰らるゝは、ことなる面目なり。然るを傍輩みだりがはしく、先登をあらそふ人にさきせられん事、口惜しかるべし。いそぎ馳せ向ひて濫吹之義をやめて後、先途にさいぎらん」といふ。重忠いはく、「その事然らず。他人の力をもちて、敵をしりぞくといふとも、みな重忠が功なり。すでに先陣を奉るあいだ、重忠がむかはざるさきに、ほこさきをあらそふは、一身のいきおひにあらずや。兵のすゝむ所、制すべからず」といひてやみぬ。

第一七段

さる程に、七騎の輩夜もすがら山をこゆ。七騎の輩、城のきはに馳付きて、こゑ／＼に名乗る。泰衡が郎従、伴藤八以下の兵ども、我も／＼と打出て、すゝみたゝかふあいだ、狩野五郎うたれぬ。伴藤八は六郡第一の大力なり。工藤小次郎行光おしならべてくむて落つ。しばしば勝負ありとも見えざりけるか。つゝに藤八うたれにけり。行光その頭を取て、取付に付けて、なを木戸口ちかくのぼするあいだ、武者二人馬をはなれてくむてふしたり。一人は藤澤次郎清近と名のる。すでにあやうくみえけるを、落ちかさなりて、あひよりにその敵を打てけり。二人しばらくいきをつくあいだ、清近、行

第一八段

光が合力に感ずるあまり、彼息男を聳とすべきよし、そ忽の約をぞなしたりける。清重・千鶴丸なども、敵あまた打取りけり。式部大夫親能が猶子左近將監能直も、忍て山をこえて寄たりけり。国衡がむねとの郎等、佐藤三郎秀員父子をぞ討たりける。

十日卯刻に、二品あつかし山を越て、国衡が城にむかはる。大將の旗、既に責めちかづくを見て、城の中の兵ども、進みいでゝあらそひたゝかふ。城の構へ軍のおきて、たやすく破れべしともみえざりけり。

畠山次郎重忠・三浦介よし澄・和田小太郎よしもり・佐野十郎よし連・小山兵衛朝政・下河辺庄司行平・加藤次景廉・葛西三郎清重等、武威をふるひ、身命をすてゝ責め戦ふあいだ、軍よばひ、かぶらのをと、山谷をひゞかし、郷村をうごかす。

さる程に、小山七郎并宇都宮左衛門尉朝綱が郎従紀権守・芳賀次郎大夫以下七人、去る夜、伊達郡藤田宿を出て、会津の方に向ひて、山の案内者を前にたて、土湯のたけ・鳥取越をへて大木戸の上、国衡が陣のうしろの山に寄来て、時のこゑを発し、矢をふらす。

城中大きにさわぎて、搦手既によすると称して、しばしもさゝへず。国衡以下散々に落ちにけり。其の中に一人残りともまりて、防ぎたゝかふ武者あり。朝霧ふかくへだてたる中に、黒駱なる馬に乗たる。工藤小次郎行光、よき敵と目にかけてはせならぶる所に、行光が郎従藤五郎、相隔て是をくむ。その顔を見るに、幼稚のものなり。名をとへどもなのらず。子

第一九段

細と思ひて、その頭をとる。是下須房太郎秀方、よわひわづかに十三歳。多力なるを以て小年とせず。その父、金剛別当は、小山七郎朝光に討たれぬ。

あつかし山の城やぶれぬとき、泰衡は奥の方へぞおもむきける。国衡逐電のあいだ、二品そのあとを追ひ給ふ。

軍士の中に和田小太郎よしもり、先にすゝみて其の日の夕に、芝田郡にいたる。西木戸太郎は、出羽道を経て、大関山をこへんと心ざして、大高の宮の前をすぐ。紅おどしの鎧、黒馬にのれり。義盛追かけて、「返しあはせよ」と言葉をかきたりければ、国衡と名のりて馬の鼻をかへし、十四束の箭をつかみて、弓手に逢所を、よしもり引まうけたる十三束の箭を持って、射向の袖の中の板をしたゝかに射て、ひらきのけて二の矢をとるところに、はたけ山次郎大勢にて中を懸入るあいだ、大串次郎、国衡に追てかゝる。国衡が馬は奥州第一の高楯黒とて、一寸にあまり、ならびなき駿馬なり。しかるに国衡、義盛が二の箭におそれ、重忠が大軍におどろきて、通路をさしおきて、深田に打入りけり。さばかりの逸物、うてども、あをれども、あがらざりければ、大串透間なくよりあい、是を打て頭をとる。

泰衡が郎従等、金十郎・勾當八・赤田次郎を大將として、根なし藤と云所に城郭をかまふるあいだ、三澤安藤四郎・飯富源太以下、押寄せて相戦ふ。凶徒更にひるまず、手にあまるあいだ、根なし藤と、四方坂の間をすゝみしりぞく事七ヶ度なり。つゝに金十郎うたれぬ。勾當八・赤田次郎をはじめとして、卅人をぞ生虜ける。此所の合戦無為、ひとへに三澤

第二〇段

安藤四郎が兵略なり。

十一日。二品、船泊宿に逗留し給ふ。此所にして重忠、国衡が頸を献ず。甚だ御感の仰を蒙る所に、義盛御前に参り申ていはく。「国衡、義盛が箭にあたりて命をほろぼすあいだ、重忠が功にあらざる」よしを申す。重忠頗る笑ていはく。「義盛が口状髣髴といふべし。是を誅する支證何事ぞや。重忠、頸を持参のうへは、うたがふ所なきか」と。義盛かさねて申していはく。「頸の事は勿論。但し国衡が鎧は定めてはぎとらるゝか。かれをめしいだされて実否を決せらるべし。その故は、大高宮のまへ田中にして、義盛と国衡と互に弓手に相逢ふ。義盛が射る所の矢、国衡にあたる。その矢孔は鎧の射向の袖。二、三の板の程に定めてある歟。鎧の毛は紅なり。馬の毛は黒なり」と申す。是によりて、件の鎧をめしいださるゝ所に、先ず紅なり。御前に召寄て、是を御覧するに、射向の袖三の板いさゝかうしろの方によりて、いとほすあと掲焉なり。殆ど鑿のとほるがごとし。

時に仰にいはく。「国衡に対して重忠、矢を発すや」と。重忠発せざるよし申す。其の後、是非につけて御旨なし。是件の矢の跡、他に異なるあいだ、重忠が箭にあらずば、義盛が矢の條、勿論なり。凡そ義盛が申す詞、始終符合し、敢て一失なし。但、重忠其の性、清潔にうけて、もて作為なし。本意とする物なり。姦曲を存ぜず。彼の時、郎従を前として、重忠うしろにあり。国衡兼て箭にあたる事、一切是をしらず。只大串、かれが頸を持ち来りて與ふるあいだ、討取よしを存ず。物義にそむかざる歟。

第二段

十二日。此の宿にして、河村千鶴丸をめし出て、「その父は誰ぞ。年はいくつぞ」と尋ねらる。小童、「山城権守秀高が四男に候。年は十三に成りし候」と申す。此の小童、敵陣に入りて、箭をはなち名を揚る事度々也。殊に感じ仰らるゝによりて、御前にて俄に首服を加て、河村四郎秀清と号せらる。加冠は加々美次郎長清なり。此の秀清は、兄義秀が去る治承四年、石橋合戦の時、景親にくみせしによりて、牢籠の者なりけるに、母、二品の官女として里にかくしをきたりけるを、此度の御供に譜代の甲の者に候とて、いだしたて、まいらせたりけるとぞ。

十二日晚景に、多賀国府にぞつかれける。海道大將軍千葉介常胤・八田右衛門尉知家、各一族等を引具して、逢隈川の湊を渡り参りける。

第二段

おなじ十三日、比企藤四郎・宇佐美平次、出羽国に打入て、泰衡が郎従田河太郎行文・秋田三郎致文をば誅してけり。

第三段

同十四日。泰衡、玉造の郡にあるよしその説あり。又、国府中山のうへ、物見岡に陣を取るともきこえけり。両端いまだ決せずといふども、なを玉造の説しかるべしとて、たがの国府より黒川をへて、かの郡におもむく。物見岡へも小山兵衛尉朝政・同五郎宗政・同七郎朝光・下河辺庄司行平を被遣。各、件の岡にはせむかふ處に、大將軍は先達て逐電、幕計りをのこしをきて、郎従四、五十人ぞありける。相防ぐといへども、あるひは誅し、或は生虜てかへりぬ。

第二段

廿日卯刻に、二品玉造郡に着て、泰衡がたか波々の城をかこまる。泰衡は予ねて城を去ていてぬ。残り止る郎従等は、手をつかねて帰降す。

今日一紙の書を、先陣の士等が中へ遣さる。其の趣、「敵を追てつくも橋にいたらむに、凶徒其の地を去て、平泉にいらば、定て城をかまへ、勢を調へて相待か。後陣をまたずして馳せ向ふべからず。二萬騎の軍卒を調て、きほひ入るべし。既に敗北の驩なり。老人といふとも、卒の害なきやうに用意をいたすべし」と。各、此の状を披て其の旨を存ずべし。違失する事なかれとなり。

第二段

廿一日、二品岩井郡平泉におもむかる。泰衡が郎従、栗原・三迫にして一箭を射るといへども、宗との者ども、若次郎は三浦介にうたれ、同九郎大夫は所六郎朝光にうたれぬ。その外、多く誅せられて、卅餘人生虜ぬ。かくて松山道を経て、つくも橋にいたる時、梶原平次景時、一首和歌を詠ずるよし。これを申しければ、祝言のおもむき御感あり。

みちのくのせいをば御方につくもはし わたらしてかけん やすひらが頸。

泰衡鞭をあげて、平泉の館をすぐるあいだ、みづから入るにいとまあらず。人をつかはして、高屋・宝蔵以下に火をはなたしむ。杵梁柱の構、三代の地をはらひ、麗金毘玉の貯へ、一時の煙となれり。

第二六段

廿二日、二品平泉館に着て、泰衡が逐電の跡を歴覽せらる。主はさり家は焼て人なし。西南角にあたりて、倉廩一字あり。餘炎にまぬかれたるあり。葛西三郎清重・小栗十郎重成を遣して、是を見せらるゝに、沈・紫檀以下の厨子数脚有り。入る所の物、牛玉・犀角・象牙の笛・水牛の角・紺瑠璃等の笏・金の沓・玉の幡・金の花鬘・蜀江錦の直垂・ぬはざる帷子・金の鶴・銀の猫・瑠璃の燈爐・南廷百金器にもれり。錦繡綾羅、愚筆隸管あげてかぞふべからず。象牙の笛・ぬはざる帷子は、清重に給ふ。玉の幡・花鬘は、重成望み申て給けり。

第二九段

郡辺におとしおかるべし。その是非に付て、帰降して馳せ参すべき」の趣を載たり。親能御前にして是をよむ。此の状の趣、泰衡比内郡にあるか。郡内を搜り求べきよし、軍兵等に仰らる。

九月三日、泰衡戎が嶋をさして糠部郡におもむくあいだ、重代の郎従河田次郎をたのみて、比内郡贄柵にいたる所に、河田たちまちに旧好を変じて、泰衡を殺害す。泰衡年廿五にぞなりける。

第二七段

廿五日。泰衡が行方いまだきこえざるあいだ、軍士を方々へわかち遣して、追ひ求むべきよしのさた有。

亦、千葉六郎大夫胤頼を、衣川の館へ遣して、前民部少輔基成父子をめす。胤頼罷り向て、基成并子息三人を相具して参り。

第三〇段

四日、二品志波郡に着て、陣の岡蜂杜に陣を取る。北陸道の追討使能員・実政等、出羽国の狼喉をなびかして、まいり加はるあいだ、軍士すべて廿八万四千騎なり。

第三一段

六日、河田次郎、主人泰衡が頸を持って、陣岡に参りて、景時につけて是をたてまつる。重忠・義盛に仰て、実檢せらるゝうへ、囚人赤田次郎を召て、是を見せらるゝに、相違なきよしを申す。景時をもて河田次郎に仰られていはく。「汝が所為、一旦忠に似たりといへども、泰衡が首を得ん事、もとより掌のうちには有。汝が力をかざるばかり。数代の恩顧の主人を誅する科、たとへをとるに物なし。抽賞に所なき間、身のいとまを給ふなり」とて、朝光に仰て、その首をはねられて後、泰衡が首を懸る。

第二八段

廿六日。あやしの田夫一人、御旅館の辺に推参して、一封の状を投入れて逐電す。「進上鎌倉殿侍所 泰衡敬白」とかけり。其の状に云く。「伊豫国司の事は、父入道扶持したてまつる。泰衡またく濫觴をしらず。亡父が後、貴命を受けて誅し奉る。是勲功といふべし。然るに、今罪なくして、忽に征伐をかふむる。なにの故ぞや。是によりて累代の在所を去て、山林にまじはる。尤も不便なり。両国はずでに御さしたるべきうへは、泰衡におきては、免除をかふむりて、御家人に列せんとおもふ。しからずば死罪を宥られて、遠流に處せらるべし。若し、慈恵をたれられて、御返報あらば、比内

第三二段

七日、宇佐美平次実政、泰衡が郎従由利八郎をいけどりて奉る。天野右馬允則景、亦是を得たるよし、あらそひ申す間、

主計允行政におほせて、兩人が鎧ならびに馬の毛をしるさせられて後、囚人に尋べきの旨、景時に仰らる。景時白の直垂に折烏帽子、紫革の烏帽子かけして、由利八郎に立ちむかひて、「汝は泰衡が郎従、その名をしらるゝ者なり。驕筋を申すべからず。何色の鎧着たる者、汝を生とるぞ。実にまかせて申すべし」といふ。由利怒りて云く。「汝は兵衛佐殿の家人歟。いまの詞こそ以外過分なれ。故御館は、秀郷將軍の嫡流正統として三代、鎮守府將軍の号を汲む。汝が主人なをかくの如の詞を発せらるべからず。いはむや汝と我と対揚。いづれの勝負かあらん。運盡て囚人となる事は、勇士の常なり。鎌倉殿の家人として奇恠を現す、甚だいはれなし」といひて、問ふ所の事、返答に不_レ及。景時赤面して、御前に参りて「此の男、悪口をはくほか言語なき間、糾明に所なき」よしを申す。仰にいはいはく「景時無礼を現する間、囚人はをとがむる。尤ことわり也。はやく重忠めし尋べき」よしを仰らる。重忠みづから敷皮をとりて、由利が前に持ち来て、是に座せしめて、礼をたゞしくし、こしらへてはいはく「弓取もの、敵のためにとらはるゝ事、漢家・本朝の通規なり。恥とするにたらず。就_レ中、一品則ち永曆の昔、囚人として。今天下の武將たり。貴客は今生虜の号ありとも、始終の運それによるべからず。貴客は六郡の内に、武備のほまれをきくあいだ、勇士等功にたてんがために、おのゝみづから得たりと構ひ申す。鎧といひ馬といひ、その毛色を申されば、彼ら諍論をやめらるべし」といふ。

由利云く。「客は畠山殿か。ことに礼法を存じらる。前の

第三四段

男の狼藉に似ず、尤申べし。黒糸おどしの鎧に、鹿毛なる馬に乗る者。まづ組で落つ。其の後あらそひかさなる者、噉々にして分明ならず」と申す。

重忠参りて此の趣をもうす。「件の馬鎧は実政なり」と。すでに不審を散ぜらる。此の男の申す状、心中を察するに、勇敢の者なりとて、御前にめして幕をあけて是を覽す。仰せに云く。「おのれが主人泰衡は、威勢を兩國にふるふあいだ、刑をくはへん事、難儀のよしおぼし召す處に、尋常の郎従なきが故に、河田次郎一人がために誅せらる。兩國を管領して、十七萬騎の長たりといへども、百日さへせず。廿ヶ日中に滅亡す。頗る不_レ足_レ言の事なり」と仰らる。由利申て云。「尋常の郎従少々相従ひ候へ共、壮士は所々の要害にわかちつかはし、老軍は家々にて自害す。予がごとく不肖のやからは、生虜と成て最後にともなはず候。抑故左馬頭殿は、海道十五ヶ国を御管領し、数万騎の主として、平治の乱に一日をさへられず、没落せしめ給て、長田庄司がためにたやすく誅せられ給ふ。古と今と甲乙定がたく候。泰衡わづかに兩國の兵を帯て、数十日の間、賢慮をなやまし奉る。ひとへに不覚に處せられがたく候」と申す。重て仰らるゝ事なし。幕をたれられぬ。

由利は重忠にめしあづけられて、芳情をほどこすべきよし仰らる。

九日、比企藤内朝宗を岩井郡に被_レ遣て、「清衡・基衡・秀衡三代のあいだ、建立する所の数字の堂塔、牢籠有べからず。寺領・僧侶等安堵すべき」よしを仰らる。

蜂杜辺に高水寺と号するは、称徳天皇の勅願、數百歳を経り。今日彼の寺の住侶等、参訴の事あり。金堂の板十三枚を、士卒のためにはなちとらるゝよしを申す。則景時に仰られて、件の犯人を衆徒の前に召出して、左右の手を板のおもてに釘にて打付らる。これ宇佐美平次が所従なり。

義軍のすぐる所、社をやかず、并に竹木をきらず。其法まことにからし。人はをおおぎおそる。兼て又、寺中興隆の事に付て、望み申すべき事有やと仰らる。愁訴たちまちに裁許をかふむるうへは、更に望みなき由を称して、衆徒まかり出ぬ。

晩頭に右衛門督能保卿の使者下着す。京都に申しこはれし、泰衡追罰の宣下を下さるゝ所なり。

第三五段

十一日。陣岡よりくりや川の柵にうつらる。両国の乱によりて、人民夫婦を分れ、子孫をうしなひて、山野に逃散のやからをめしあつめて、家々に帰住すべきよし仰らるゝうへは、老衰の者には、各綿衣一領を給ふ。由利八郎は勇敢の兵を感じて、恩免せらる。但し、兵具をばゆるされず。

第三六段

十五日。樋爪太郎俊衡入道、并舎弟季衡各子息等を相具して、厨川に降参す。召出て其程を覽するに、俊衡よはひ六旬に及びて、老羸の形、哀憐するにたれり。知家にめしあづけらる。知家相具して旅宿に帰る。俊衡餘言をやめて、たゞ法花經をどくじゆす。知家天性仏法に帰して、随喜尤ふかし。

第三七段

翌日、知家参て、俊衡が転読の事を申す。二品往日より此

の經を受持せらるゝ間、則ゆるしつかはして、本處に安堵すべきよしを仰らる。十羅刹女の照覽に優じ奉るよしをぞ仰ける。

第三八段

同廿八日。二品奥州を立て、鎌倉におもむき給ふ。

第三九段

十月廿四日。當中に帰着。進発より還向に至るまで旅店の間、其の地の民をついやす事なし。上野・下野の貢を運送す。又今度の合戦無為の由を、京都に申さるゝ、飛脚進発の後、御家人等盃酒を献ず。

註

(1)

例えば、相原康二「文学に表れた平泉文化の基礎的研究(その1) —「ころもかは」詠出和歌について」『岩手大学平泉文化研究センター年報(以下年報)』第一集(二〇一三)、同「文学に表れた平泉文化の基礎的研究(その2) —近世紀行文等に記された平泉・衣川等」『年報』第二集(二〇一四)、同「文学に表れた平泉文化の基礎的研究(その3) —物語に記された安倍氏・奥州藤原氏・源義経」『年報』第三集(二〇一五)、同「文学に表れた平泉文化の基礎的研究(その4) —義経生存説拡大の背景」『年報』第五集(二〇一七) 劉海宇「中国先秦時代苑池史料集成(一) —西周篇」『年報』第一集(二〇一三年)、同「中国古代の文献史料に見える洛陽の平泉」『年報』第二集(二〇一四)、同「中国先秦時代苑池史料集成(二) —東周篇」『年報』第三集(二〇一五)などがある。

- (2) 芳賀幸四郎「泰衡征伐物語 やすひらせいばつものがたり」『群書解題 第四』(統群書類従完成会 一九六〇) 七六―七七頁。
- (3) 高岸 輝「初期土佐派の研究―『看聞日記』所載の藤原行光筆「泰衡征伐絵」をめぐって―」『鹿島美術研究』(年報第一六号別冊 一九九九)同『室町絵巻の魔力―再生と創造の中世―』(吉川弘文館 二〇〇八)

※ 岩手大学平泉文化研究センター